

朝鮮戦争「終結」、国連軍「解体」と日本への影響 戦史研究センター 安全保障政策史研究室 主任研究官

NIDSコメンタリー

千々和 泰明 第 80 号 2018 年 7 月 11 日

## 朝鮮国連軍、約70年ぶりに解体?

今年6月12日にシンガポールで開かれたトラ ンプ米大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長 による史上初の米朝首脳会談を機に、北東アジア情 勢をめぐって「融和ムード」が高まっている。これ に先立つ4月27日に金委員長と韓国の文在寅大 統領が署名した「板門店宣言」では、休戦状態にあ る朝鮮戦争の「終戦」を年内にも宣言するとされ、 トランプ大統領も米朝首脳会談後の記者会見で「朝 鮮戦争は間もなく終結する」と語った。1950年 6月に勃発した朝鮮戦争は、同年7月に国連安保理 決議第84号にもとづいて創設された朝鮮国連軍 が介入し、同年10月に中国軍が人民義勇軍の名目 で参戦するという経緯ののち、1951年7月から 開始された休戦交渉を経て1953年7月に休戦 が成立した。仮に年内にも朝鮮戦争の終結が宣言さ れた場合、朝鮮国連軍が約70年ぶりに解体される 可能性がある。

朝鮮国連軍(正確には多国籍軍)は、アメリカ軍を中心に18か国の軍隊から構成され、休戦協定の履行を監視し、北朝鮮が休戦協定に違反して韓国に対して軍事的挑発をおこなった場合に韓国防衛のために各国の兵力を韓国に呼び寄せる仕組みを提供する役割を持つ。朝鮮国連軍の司令官は、米韓連合軍司令官が兼務している。

朝鮮国連軍が解体されれば日本にも一定の影響が及ぶことが考えられるが、この点について過去に朝鮮国連軍解体が真剣に検討された1970年代からの変化を通じて考えてみたい。

#### 朝鮮国連軍と日本の関係

朝鮮国連軍は日本との関係が深い。もともと朝鮮 国連軍司令部は朝鮮戦争開戦後に連合国占領下の 東京に設置された。1957年7月に司令部がソウ ルに移転したのちも、後方司令部は座間に置かれ、 これは現在でも(2007年11月以降は)横田に 存在する。後方司令部といっても規模は小さく、現 在はオーストラリア人司令官(空軍大佐)の下、カ ナダ人1名、アメリカ人2名の計4名から構成され ている。このほか、朝鮮国連軍の連絡将校として、 オーストラリア、イギリス、カナダ、フランス、ト ルコ、ニュージーランド、フィリピン、タイの武官 が在京の各国大使館に駐在している(朝鮮国連軍が 解体された場合、後述の「国連軍地位協定」にもと づき、日本にある後方司令部も90日以内に解体さ れることになる)。また1951年9月、旧日米安 保条約締結時に日米両政府間で「吉田=アチソン交 換公文」が取り交わされ、日本は朝鮮国連軍の行動 を基地やサービスの提供によって支持することを 約束している(同交換公文は日米安保条約改定時の 1960年1月に日米両政府間で取り交わされた 「吉田=アチソン交換公文等に関する交換公文」に よって現在でも引き続き効力を有している)。主権 回復後の1954年6月には、吉田=アチソン交換 公文にもとづいて日本と朝鮮国連軍参加18か国 のうち(ベルギー、コロンビア、デンマーク、ギリ シャ、オランダ、ノルウェー、韓国を除く) アメリ カ、オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、 ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ、タイ、 トルコ、イギリスの11か国とのあいだで国連軍地 位協定が締結された。国連軍地位協定にもとづき、 在日アメリカ軍基地のうち、座間、横須賀、佐世保、 横田、嘉手納、普天間、ホワイトビーチの各基地は アメリカ軍基地であると同時に、国連軍基地でもあ るのだ。

朝鮮国連軍の存在は日本にとって二つの点で影響があるとみなされてきた。第一に、国連軍として行動する在日アメリカ軍の朝鮮半島への直接戦闘行動は、日米安保条約における「事前協議制度」の対象外になるとされてきたことである。在日アメリカ軍の直接戦闘行動は、安保改定時の1960年1月に日米両政府間で取り決められた「岸=ハーター交換公文」にもとづき、核兵器の持ち込みと同様、日本政府との事前協議の対象となる。しかし、この時日米両政府間で合意され、長らくその存在が伏せられてきた「朝鮮議事録」(外務省の調査でその存在が確認されたのは2010年)は、在日アメリカ軍の行動がアメリカ軍としてではなく、国連軍としての行動であれば、これを日本政府との事前協議にかける必要はないとしていた。

第二に、在日国連軍基地の使用は、アメリカ軍以外にも開かれているということである。国連軍地位協定にもとづき、在日国連軍基地は上記の11か国の軍隊が使用することができることになっている。休戦協定が破れて朝鮮戦争が再開された場合には、これら諸国の来援兵力の受け皿となる。ちなみに事前協議は日米安保条約に付随する制度であり、アメリカ軍以外の在日国連軍には適用されないが、朝鮮戦争が再開された場合におけるアメリカ軍以外の在日国連軍の役割は「国連軍地位協定についての合意された公式議事録」に定められているように兵站支援に限られ、直接戦闘行動はそもそも想定されていない。

### 1970年代の朝鮮国連軍解体問題を振り返る

実は朝鮮国連軍解体が現実味を帯びたのは今回が始めてではない。1972年2月、ニクソン大統領が中国を訪問し、朝鮮戦争で実際に干戈を交え、長らく敵対関係にあったアメリカと中国が和解し

た。朝鮮戦争の主要交戦当事者同士(朝鮮戦争を 戦った国連軍はアメリカ軍が主体であり、また中国 人民義勇軍は戦争中北朝鮮の朝鮮人民軍を事実上 指揮下に置いた)が和解し、またその前年の197 1年10月には中華人民共和国が台湾の中華民国 に代わって国連における代表権を獲得したことな どを背景に、国際社会で朝鮮国連軍解体論が浮上し たのである。実際に1975年11月には国連総会 で朝鮮国連軍の無条件解体を要求する北朝鮮側の 決議第3390号 Bが採択された(ただしこれに 反対する韓国側の決議第3390号 Aも同時に採 択されたためその効果は相殺された)。

当時この問題に関して日本との関係で重要であった点は、朝鮮議事録の取り扱いであった。1960年の朝鮮議事録は国連軍として行動する在日アメリカ軍の朝鮮半島への直接戦闘行動を事前協議の対象外としていたから、朝鮮国連軍が解体された場合、そのような在日アメリカ軍の行動を事前協議にかけないことの根拠が失われる可能性があった。

当時のニクソン政権内でこの問題を密かに討議 したのが、1973年6月15日に開かれた NSC (国家安全保障会議)の上級検討グループの会合で あった。この席で統合参謀本部議長トーマス・モー ラー提督は朝鮮議事録の失効のおそれを念頭に、 「日本との条約を再交渉しなければならなくなる」 との懸念を示した。実はこれに先立つ1969年1 1月、日本は「佐藤=ニクソン共同声明」において、 韓国が「日本自身の安全にとつて緊要」であること をうたい、またその直後に佐藤栄作総理がワシント ンのナショナル・プレス・クラブでおこなった演説 を通じ、朝鮮半島有事における在日アメリカ軍の直 接戦闘行動について「事前協議に対し前向きに、か つすみやかに態度を決定する方針であります」との 立場を明らかにしていた。これらは密約である朝鮮 議事録を公表文書で上書きしようとする日本政府 の努力の帰結であり、そのことを熟知する知日派の リチャード・スナイダー国務次官補代理は上級検討 グループの会合の席上でモーラーの懸念に対し、

「日本とは国連軍司令部とは別に合意があり、最近の佐藤=ニクソン・コミュニケで確認された。朝鮮で敵対行為が起こった場合、日本がアメリカを支援するという公にされた一般的な声明がある」と説明した。しかし会合の模様を伝える NSC 文書によると、出席者の一人で、日本に厳しい態度をとりがちであったヘンリー・キッシンジャー国家安全保障問題担当大統領補佐官はスナイダーの説明に対しこう言い放った。「あてになるのか」1。翌1974年3月29日、NSCは「国家安全保障決定覚書第251号」を策定し、キッシンジャーが感じたような懸念を反映して、「国連軍司令部解体にともない、安保条約に関わる秘密の1961年〔ママ〕の岸覚書の延長に関する日本政府からの明示の合意を追求すべきである」との方針にいったんは傾いた2。

しかしこれに対して在日アメリカ大使館が日本政府に対する政治的配慮から朝鮮議事録に触れないことを意見具申したこともあり<sup>3</sup>、結局同年7月29日に大統領自身が決断して、「国連軍司令部の将来に関する日本政府との議論のなかで、国連軍司令部の解体が、たとえ国連のカバーや国連軍地位協定が終了しても、北朝鮮の攻撃を抑止する我々の能力に不利に影響を与えないと確信しており、日米の公式な行動は不要であるとの立場をとる」、つまり日本に朝鮮議事録の改定を提起しないとの結論に達したのだった<sup>4</sup>。

これに対し、アメリカ以外の国連軍地位協定締約 国の軍隊による在日基地の使用については、朝鮮議 事録をめぐる問題以上に重視されることはなかっ た。先の国家安全保障決定覚書第251号でも、ま だ日本に朝鮮議事録の改定を提起することが想定 されていた段階で既に、「国連軍司令部の解体にと もない、国連軍地位協定にもとづく第三国の基地使 用権の延長は追求すべきではない」とされており、 来援兵力の受け皿としての機能もほとんど期待さ れていなかったと考えられる。

## 在日米/国連軍基地のマルチラテラルな性格

朝鮮国連軍が解体された場合の今日の日本への 影響に関する70年代からの変化として、朝鮮議事 録の重要性の低下が挙げられよう。在日アメリカ軍 が国連軍としての地位を持たないとしても、日本の 安全保障と密接な関係がある朝鮮半島有事におい て在日アメリカ軍が直接戦闘行動をとる軍事的必 要性がある場合に、日米両政府間の意思疎通や情報 共有の場として活用する場合は別として、日本政府 がそのような在日アメリカ軍の行動に事前協議で 「ノー」と言うことは1969年の佐藤演説などを 引くまでもなく少なくとも短期的には考えにくい。 さらにアメリカ政府が、そのような日本政府の立場 を朝鮮議事録を使うことでオーバーライドすると すれば、70年代以降も日米が構築してきた同盟の 信頼関係に取り返しのつかないようなダメージを 与えることになるであろう。したがって仮に朝鮮国 連軍が解体されたとしても、朝鮮半島有事における 在日アメリカ軍基地の使用の態様という観点から の影響は実際にはほとんどないものと考えられる

一方、今日では在日国連軍基地が、国連軍地位協定締結当初はもちろん、70年代にもあまり想定されていなかったような、アメリカ以外の国連軍地位協定締約国の軍隊による朝鮮半島有事以外での多国間安全保障協力の拠点として利用されるケースに目が向けられるようになってきているといえる。たとえば今年4月、北朝鮮が制裁逃れのためにおこなう洋上での密輸取引「瀬取り」を監視するためオーストラリア軍とカナダ軍の哨戒機が嘉手納基地を使用したが、両軍が在日基地を使用できた根拠は国連軍地位協定である。これが日本の対北朝鮮政策に資する活動であることは言うまでもないだろう。他方で、アメリカ軍以外の外国軍隊による在日基地の使用については不明確な部分もあり改善の余地があるとの指摘もある7。

朝鮮国連軍解体が日本に与える影響の中身は日 米同盟の深化や多国間安全保障協力の進展などを 背景に70年代のそれとは変化してきているといえるが、依然として一定の影響があることは変わらない。朝鮮国連軍の将来については、朝鮮戦争が終結し休戦協定が平和協定に置き換わった場合でも、朝鮮国連軍は北朝鮮の侵略を抑止する任務から、朝鮮半島の平和を維持するという任務への機能転換を通じて引き続き存続が可能であるとする見解もあり8、流動的な部分もあるようだ。北東アジアにおける緊張緩和が朝鮮戦争の「終結」につながり、朝鮮国連軍の「解体」に帰結するとするならば、在日米/国連軍基地の朝鮮半島有事における使用の態様のみならず、これらの基地の日米間のバイラテラルな文脈を超えたマルチラテラルな性格など、朝鮮国連軍と日本の関係についての議論も避けられないであろう。(2018年7月3日脱稿)

<sup>1</sup> U.S. Department of State, Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Documents on East and Southeast Asia, 1973–1976 Vol. E-12 <a href="https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76ve12/d238">https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76ve12/d238</a> (accessed on July 3, 2018).

<sup>2</sup> "National Security Decision Memorandum 251," March 29, 1974, p. 2, Federation of American Scientists

<a href="https://fas.org/irp/offdocs/nsdm-nixon/nsdm\_25">https://fas.org/irp/offdocs/nsdm-nixon/nsdm\_25</a> 1.pdf> (accessed on June 29, 2018).

- <sup>3</sup> See "Japan-NSSM 172 6, Action Memorandum to the Secretary from Ingersoll," April 24, 1974, National Security Adviser, Box 4, Gerald R. Ford Presidential Library (Ann Arbor, Michigan).
- <sup>4</sup> "National Security Decision Memorandum 262," July 29, 1974, p. 2, Federation of American Scientists

<a href="https://fas.org/irp/offdocs/nsdm-nixon/nsdm\_26">https://fas.org/irp/offdocs/nsdm-nixon/nsdm\_26</a> 2.pdf> (accessed on June 29, 2018).

5 ただし、朝鮮議事録の厳密な意味での法的有効性については現在でも日米間で必ずしも明確化されているわけではないと考えられる。拙稿「日米『密約』有識者委員会報告書を読む」『NIDS コメンタリー』8号(2010年4月14日)

<a href="http://www.nids.mod.go.jp/publication/comment">http://www.nids.mod.go.jp/publication/comment</a> ary/pdf/commentary008.pdf> (2018年6月26日アクセス)参照。

- 6 『日本経済新聞』2018年6月8日付参照。 7 冨澤暉「日韓関係と国連軍地位協定―朝鮮半島 における国連軍(多国籍軍)の存在意義とわが国の 対応」『防衛学研究』52号(2015年3月)7 1-82頁参照。
- 8 金斗昇「国連軍司令部体制と日米韓関係―いわゆる朝鮮半島有事に焦点を合わせて」『立教法学』 86号(2012年10月)53頁参照。

# プロフィール

profile

戦史研究センター 安全保障政策史研究室 千々和 泰明

専門分野:日米関係、日本の外交・安

全保障政策

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。 NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。 ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通:03-3260-3011

代 表:03-3268-3111 (内線 29171)

FAX : 03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト: http://www.nids.mod.go.jp/